

森林保険だより

INDEX



イメージキャラクター
マモルくん

森林保険の商品改定について	2
足立保険業務部長ご挨拶／森林保険制度創設80周年 記念シンポジウム	4
「加入してよかった! 森林保険」 ー北薩森林組合(鹿児島県)ー	5
森林組合連合会・森林組合からのたより	6
研究者からのたより	7
保険金をお支払いした災害の事例／Q&A	8



ハナニガナ

長野県上田市前山寺のケヤキ

「加入してよかった! 森林保険」

森林保険の商品改定について

平成 30 (2018) 年 4 月から、契約者・被保険者（森林所有者）へのサービス向上と、制度の安定性確保に向けて改定商品の販売を開始します（保険責任の開始は平成 31 (2019) 年 4 月からとなります）。

契約者の継続契約手続きの負担を軽減する仕組みの導入や、割引の新設を行うとともに、保険料率の改定等を行いますので、その内容についてご紹介します。

<改定の背景>

平成 27 年度に国営から独立行政法人の運営する保険となり、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行うとともに、成長産業化を目指す林業の安定経営に貢献することが求められています。

そこで、近年の災害状況を保険料率へ適切に反映するとともに、被保険者等へのサービス向上を図るため、平成 31 (2019) 年 4 月から商品改定を行います。

改定項目 1：複数契約の始期日を統一化します。

面倒な契約継続手続きを同時期にまとめて行うことができます。

<改定前>

満期日の異なる複数の契約を持つ場合、
契約毎に頻繁な継続手続きが必要。

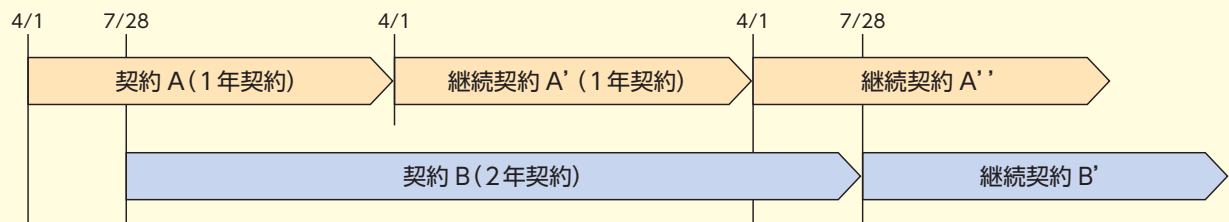


<改定後>

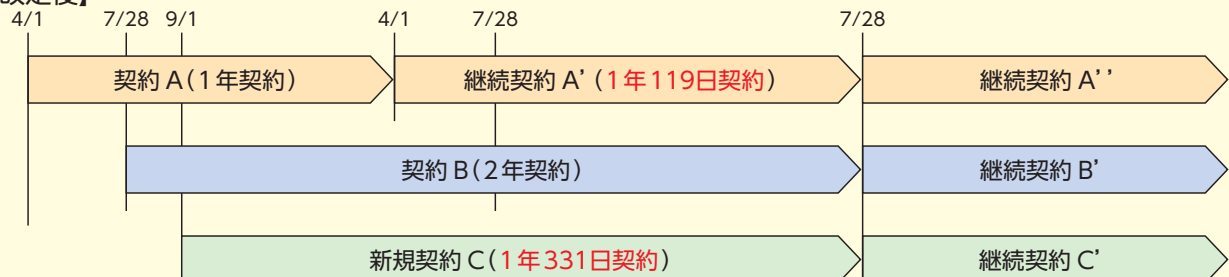
1 年未満の端数のある契約（保険期間は 1 年以上）を可能とし、
複数契約の満期日を統一できます。その後の継続契約手続きを
同時期にまとめて行えます。
※端数期間の保険料は日割計算になります。

事例：1 契約者が満期時期の異なる複数契約 A、B を持っている場合

【現行】



【改定後】



改定項目 2：継続契約の割引〔新設〕

保険契約の継続加入により、お得な保険料で加入できます。

現在、ご加入の保険契約を継続する場合、初年度の保険料を 3%割引します。

改定項目 3：保険料率見直しルール化

各地域の近年の災害発生状況等を踏まえ、そのリスクを正しく保険料率に反映します。

〈改定前〉

保険料率の見直し間隔にルールがない。

〈改定後〉

定期的な保険料率の見直しをルール化することにより、最近のリスクが保険料率に反映されます。

改定項目 4：林齢によるリスクの保険料率への適切な反映

林齢別のリスク実態を、より適切に反映した保険料率にします。

〈改定前〉

保険料率は 20 年生以下と 21 年生以上で区分していました。

〈改定後〉

過去の事故率データを基に、5 年生以下と 6 年生以上で区分します。

〔新保険料率〕

クラス	林 齢	保険料率（保険金額 1,000 円につき 1 年当たり）	
		針 葉 樹	広 葉 樹
A	5 年生以下	3.43 円	1.72 円
	6 年生以上	2.57 円	1.29 円
B	5 年生以下	4.29 円	2.15 円
	6 年生以上	3.22 円	1.61 円
C	5 年生以下	5.36 円	2.68 円
	6 年生以上	4.03 円	2.02 円

A クラス：埼玉県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県

B クラス：青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県

C クラス：北海道、岩手県、栃木県、山梨県、京都府

改定項目 5：長期割引率の見直し

長期割引率の算定に用いている運用利率を実態に合わせることで、森林保険事業の安定を図ります。

〈改定前〉

長期割引率の算定に用いている運用利率が昨今の低金利に対応していない。

〈改定後〉

運用利率を実態に合わせます。

改定項目 6：花粉症対策苗木の割引〔新設〕

花粉症対策苗木を植栽した場合、お得な保険料で加入できます。

花粉症対策苗木（無花粉、少花粉、低花粉のスギやヒノキ等）の植栽後、2 年目以内に、初めて保険加入した場合、初年度の保険料を 3%割引引きします。

足立保険業務部長ご挨拶



保険業務部
部長 足立 尚人

このたびの九州北部豪雨災害等により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

また、皆様には日頃から森林保険業務運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

森林保険センター保険業務部では、今年度の基本課題として、以下の4項目を掲げております。

まず、「加入促進」です。

当センターでは引き続き、各種会議・顧客訪問などを通じた組合系統の支援、各種ツールの充実、広報活動の展開など、組合系統等の関係機関と緊密に連携しながら、加入促進活動を展開してまいります。

第二に、「業務の円滑・適正な実施」です。

契約引受・管理、損害てん補など各業務を円滑・適正に実施するための見直しを積極的に進めていくとともに、各種講習会により組合系統の業務力・スキル向上とコンプライアンスの徹底を図っていきます。

第三に、「商品・制度改定」です。

当センターでは、お客様へのサービス向上と保険事業の公平性・安定性の確保を目的として、組合系統とも協議を重ねながら商品・制度改定を検討してまいりましたが、平成31年4月に保険責任が開始する契約から「複数契約の始期日を統一する仕組み」「継続割引」「保険料率見直し」等を適用する予定で、それに備え森林保険業務システムの改修・構築を進めております。

最後に「研究開発との連携」です。

当センターでは、森林総合研究所とのコラボレーションにより、自然災害や火災等のリスクに関する知見を蓄積し、将来的にお客様へのサービス向上につなげていきたいと考えております。

制度創設80周年となる本年、皆様に喜ばれる森林保険制度を目指して取り組んで参りますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

森林保険制度創設80周年記念シンポジウム

火災による災害跡地を復旧し、林業経営の安定を図ることを目的として、昭和12年に創設された森林保険制度は、その後、気象災や噴火災にも対応できる総合的なセーフティネットとしての歩みを続け、本年10月1日で80周年を迎えます。

森林保険センターでは、この80周年を記念して、下記のとおりシンポジウムを開催します。

この中で、森林・林業のリスク管理の観点から森林保険の意義を再確認するとともに、森林保険の発展に寄与し功績があった方々の表彰も併せて行うこととしています。

【日時】 平成29年10月31日(火) 10:00～12:00

【会場】 学士会館(東京都千代田区)

【主催】 森林保険センター

【後援】 林野庁、全国森林組合連合会

【式典内容】

- ・森林保険制度功績者表彰
- ・基調講演 筑波大学准教授 興梠克久氏
- ・パネルディスカッション
「森林・林業経営におけるリスク管理について」
(仮題)



平成3年大分県における台風19号被災地の復旧後

※詳細については、今後森林保険センターのHP等でお知らせします。

○お問い合わせ 森林保険センター 保険企画課
tel : 044-382-3500 fax : 044-382-3514
e-mail : hokenkikaku.fic@green.go.jp

森林とともに80年
森林保険



「加入してよかった！森林保険」－北薩森林組合（鹿児島県）－

1. 北薩森林組合の概要

当森林組合は、県内の薩摩川内市・出水市・阿久根市・さつま町・長島町の3市2町を管轄しており、平成20年7月に4つの組合が合併して現在の組合になりました。

管内の森林の多くが成熟期を迎えており、森林整備事業では利用間伐を主に行っています。販売事業では、更新した選別機の高稼働を図りながらも直流販売も拡大し、林産事業・丸棒加工事業と併せて、経済事業の発展に努めています。

2. 森林保険の加入促進の取組

民有林では、加入者は徐々に減少しています。所有している山の場所を知らない方や、相続した方が山に興味がなく、保険の加入継続をしない方も少なくありません。

加入者を増加させるため、間伐等の事業を行う際に森林保険の説明を行ったり、組合の広報紙により森林保険への加入促進をしています。市有林は、毎年一定の面積を加入していただいています。

3. 森林災害について

平成27年8月25日の台風15号によって、管轄している森林の広範囲に損害がありました。台風通過直後から損害の発生報告があり、損害箇所の確認ととりまとめの作業に追われました。

保険加入者が、山の場所を知らないことや、損害の発生を知らないケースも多くあり、また、保険に入っていることを忘れていた方もいらっしゃいました。そのため、損害は発生しているが、いまだに報告されていない山は多くあると考えられ、損害の把握に努めているところです。



損害調査で、風倒木、かかり木等が多くある危険箇所^{ほくさつ}に近づかなければならないので、十分に注意して調査を進めました。歩いていくことが困難な山も多く、調査には非常に苦勞しました。こういったことから、広い損害面積を効率的に調査するため、今年度からドローンの活用を開始し、事前に損害箇所の場所を把握しておくことで、調査が進めやすくなりました。

これまで、件数・面積ともに、多くの損害箇所の調査を行いました。新たに損害を確認することもあり、引き続き調査を進めていきたいと思っています。

4. 加入してよかった森林保険

森林保険の加入者からは、保険料が少ない割に、てん補額が多くて良かった、保険をかけることによって、何かあった時に、山を見てもらえるので助かる、保険金を活用して、風倒木の処理、改植を行えたので、保険に加入していて良かった、台風がよく来る地域なので、保険をかけておくと安心できる、等の声が寄せられました。

今後も森林保険の重要性をPRして、より多くの方に加入していただくよう取り組んでいきたいと考えています。



ドローンによる現地調査

高知県での森林保険加入推進の取組について

高知県森林組合連合会

〔高知県の概要〕

高知県の森林面積は、592 千 ha（全国第 11 位）、森林面積率は 83.4%（全国第 1 位）民有林面積は 470 千 ha（うち民有林人工林面積は 300 千 ha、人工林率 63%）となっております。このうち森林保険に加入している面積は 29 千 ha と民有林人工林面積の 10%ほどの加入率となっております。

〔災害の発生状況〕

本県は日照時間と降水時間ともに全国平均以上であり、近年県内では、水害・風害・干害が多く発生しております。平成 26 年～28 年には主に干害が目立っており、新植地においての被害届けが多く出てきている状況です。

また、平成 26 年には大型の台風の発生により県西部で大規模な風害（処理件数 4 件、実損面積約 3.57ha、保険金等支払額約 3,000 千円）が発生するなど、台風が多く通過する本県では自然災害のリスクは高い現状にあります。

〔森林保険への取り組み〕

本県では、平成 27 年度から造林補助事業に係る保険加入について、強制加入から任意加入になりました。現在、補助事業者は、補助事業の実施にあたって、当該造林地が人工造林、除伐、保育間伐、間伐、特定林地改良又は花粉発生源植替えである場合には、森林保険の加入に努めるものとなっております。

〔加入してよかった〕

強制加入から任意加入になりましたが、再委託先である各森林組合から森林所有者に対する積極的な加入推進の成果もあり、加入件数はほぼ変わらず推移しております。

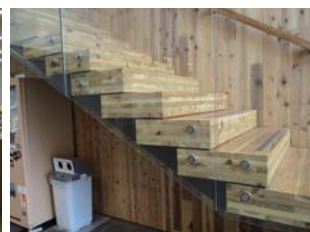
森林所有者からは、所有林が被害にあった際に保険金がすぐに支払われていたので満足しているとの声を聞きました。

〔今後の推進活動等〕

今後も、損害発生通知書が提出された際には、迅速な事務対応を心掛けるとともに、契約者に十分なサービスを行うことで継続加入の加入率を伸ばしていきたいと考えています。併せて、新規加入者獲得のため、担当者会議を実施し、引き続き森林組合担当者と共同して加入促進に努めたいと考えております。



▲平成28年に新築した事務所内の様子



▲CLTの階段

あしよ 足寄町森林組合の取組

北海道東部に位置する足寄町森林組合は、森林組合員数 595 名、その管轄山林面積は 38,058ha です。そのうち人工林はカラマツ、トドマツが中心であり、人工林率は約 41%となっています。また、職員数は 7 名であり、地域的な特徴である雪害、風害への備えとして、森林保険の加入推進に積極的に取り組んでいます。平成 25 年、26 年に雪害が多数発生し、森林所有者の経済的保証の必要性から、森林保険を積極的に推進しました。その成果として、昨年度の台風災害も相まって、今年度道内の 80 森林組合の中で新規契約獲得において、優秀な成績を収めています。今回は、当組合の特徴的な取組を 2 つご紹介いたします。

一つ目は森林施業プランナーの活躍です。当組合の森林保険担当者は、森林施業プランナーでもあり、施業提案活動を積極的に行っています。提案の際には森林施業と保険加入を一体的なものとして取り扱っています。こうした取組を地道に行うことにより、安定した林業経営にとって保険加入が不可欠であることを森林所有者にわかりやすく説明し、保険制度への理解を深めて頂いています。

二つ目は継続契約への取組です。プランナーとともに保険担当職員の意識が高く、満期時の更新漏れを無くすため、チェック表を作成しています。また保険料の見積もりをはじめとするお勤めの契約内容を契約者にわかりやすく丁寧に説明することが定着していることから、継続契約が多くなっています。

これらの取組は、組合長のリーダーシップとともに、職員が業務システムを使いこなすなど組合全体での保険事務に対する努力の賜物であり、優良事例として全国の参考になると考えています。



▲森林所有者との打ち合わせの様子



▲足寄森林組合の事務所

竜巻に備えるべきか？

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
森林防災研究領域 鈴木寛

竜巻とはそもそも何でしょうか？見た目からすれば、空を覆う積乱雲の底から地面へ下がった漏斗雲です（写真 1）。その姿が天に昇る竜に思えることから竜巻と呼ばれています。その漏斗雲の中心軸は激しい上昇気流でできています。そして、上昇気流に向かって回転しながら空気が流れ込み、上昇気流の周囲は旋回する空気の渦が形成されています。この空気の渦は場所によって風速 100m/s に達し、猛烈な突風で家や樹木を破壊します。我が国では 9 月をピークに竜巻が年間で平均 25 個発生しており、沿岸部に多く発生する傾向があります。竜巻が発生すると、気象庁が被害の発生状況を調査し、JEF0～JEF5 までの 6 段階で竜巻の強さを評価して公表します。数字が大きいほど強い突風であったことを表しており、JEF1 や JEF2 では風速が 40m/s～70m/s に達して、樹木は根返りしたり、幹折れしたりします（写真 2）。日本で確認された竜巻は最大で JEF3 ですが、米国では JEF5 に相当するものも発生しています。

樹木は台風など竜巻以外の強風でも被害を受けます。その被害との違いは、第一に「局所性」です。竜巻が持続する時間は 10 分程度なので、被害は数キロ～数十キロの長さで生じます。また、竜巻の移動経路に沿って数十 m～数百 m の幅で被害が発生します。このように、帯状のきわめて限定された範囲で被害が生じ、そこから外れると被害はわずかです。さらに、旋回性の空気の渦を反映して、移動経路の中心に向かって樹木が倒れるなどの「収束性」が見られることもあります（写真 3）。

竜巻は沿岸部で発生しやすいことを述べましたが、森林が主に分布する山地では竜巻は発生しにくいと考えられます。さらに、発生したとしても局所性が強く、狭い範囲に被害が生じることから、ある林が竜巻の被害を受ける可能性はごくわずかです。例えば、人家のある範囲に限った計算ですが、ある建物が竜巻に遭遇する確率は数万年に 1 度と計算されており、ある林が竜巻に遭遇する確率はさらに低いと考えられます。

以上のことからすると、特定の人工林が竜巻に遭遇する確率は非常に低くなります。しかし、万が一被害を受けたとしても風害として保険金が支払われることから、森林保険に加入することによって確率的にわずかなリスクも含めた幅広いリスクに備えておくことは大切なことだと考えられます。



写真提供：Sean Waugh NOAA/NSSL

写真 1 2008 年アメリカカンザス州で発生した竜巻



写真 2 2012 年茨城県常総市からつくば市にかけて発生した竜巻による森林の被害



写真提供：国土地理院

写真 3 2012 年茨城県常総市からつくば市にかけて発生した竜巻による森林の被害
線が竜巻の推定経路、矢印が倒木の方向を表している。（矢印が中心線に向かっており、収束性が見られることがわかる。）

災害事例
1

■火災

平成 26 年 4 月、金沢市で発生した山火事による災害。

【事 例】 石川県 市町村有林

樹種・損害時林齢：スギ・40年生

実損面積／契約面積：0.18ha/0.85ha

支払保険金：523,800 円

(参考)ha 当たりの保険料／年：8,335 円

付 保 率：100%



災害事例
2

■日照りによる干害

平成 25 年 7 月から 8 月にかけて、雨量が少なく乾燥状態となり発生した災害。

この年の西日本の降水量は平年のわずか 5%。

和歌山県内では、連日のように猛暑日となり、少雨及び高温が一定期間継続する中で、枯死被害が発生したものの。

【事 例】 和歌山県 個人所有林

樹種・損害時林齢：ヒノキ・1年生

実損面積／契約面積：1.75ha/6.04ha

支払保険金：1,767,500 円

(参考)ha 当たりの保険料／年：2,792 円

付 保 率：100%



Q&A 森林保険に関するよくある質問について

Q

広葉樹の損害調査はいつ実施するのですか。損害木が広葉樹である場合、原則として一生長期間経過後において実地調査を行わなければならないのはなぜですか。

A

森林保険では、森林研究・整備機構が損害発生通知書を受理してから、原則として、3 ヶ月以内に、損害調査の結果を森林研究・整備機構に報告するよう求めています。しかし、損害木がくぬぎやならのような広葉樹である場合は、ぼう芽による自力回復の可能性を見届ける必要から一生長期間（ひと夏）経過後に調査するように求めているわけです（損害填補事務に関する規程第 7 条）。

例えば、火災の場合に針葉樹は一般に樹脂が多く、生材でも良く燃え発熱量も大きい、特にあかまつ、すぎ、ひのき等は燃えやすく、樹皮が薄いので火に弱く、回復力も小さいといわれています。これに反して、広葉樹は形成層を保護する樹皮も厚く、根株も火熱に耐える等被害に遭った後、ぼう芽生長することもあるので、その回復状況を見届ける必要があるためです。

その結果、調査時点においてぼう芽しており、健全木と差異のない成林をすると認められるものは、損害木に含めないものとしています（損害填補事務に関する規程第 3 条の第 2 項の二）。

ただし、損害木が広葉樹であってもこれを改植するときは、原則として、3 ヶ月以内に損害調査を行い、報告しなければなりません。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500（代表）

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>